

指定管理者が行う業務仕様書Ⅰ

(大和市スポーツ施設設置条例規定施設)

大和スポーツセンター

草柳庭球場

桜森スポーツ広場

下福田野球場

下福田スポーツ広場

令和7年8月

大和市 健幸・スポーツ部

目 次

1	管理に関する基本的考え方	1
2	施設の概要	
	（１）大和市営大和スポーツセンター	1
	（２）大和市営草柳庭球場	1
	（３）大和市営桜森スポーツ広場	2
	（４）大和市営下福田野球場	2
	（５）大和市営下福田スポーツ広場	2
3	管理の基準	
	（１）人員配置の基準	3
	（２）開場時期等	3
	（３）その他	4
4	業務内容	
	〔共通業務〕	4
	〔施設別業務〕	
	（１）大和市営大和スポーツセンター	5
	（２）大和市営草柳庭球場	7
	（３）大和市営桜森スポーツ広場	7
	（４）大和市営下福田野球場	8
	（５）大和市営下福田スポーツ広場	8
5	物品の帰属等	9
6	災害時等の施設の使用及び体制整備	9
7	障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する法律への対応	10
8	その他留意事項	10
	別紙１（スポーツ施設に関する賠償責任保険）	11

1 管理に関する基本的考え方

次の事項を十分認識のうえ、施設の管理にあたること。

- ①施設の設置目的・理念に基づく管理運営を行うこと。
- ②地域住民や利用者の意見を管理運営に反映させること。
- ③個人情報保護及び情報公開に関する措置を講じること。
- ④効率的な運営を行うこと。
- ⑤管理運営費の削減に努めること。

2 施設の概要（全施設において、現地と書類に相違がある場合は現地を優先すること）

（1）大和市営大和スポーツセンター（体育会館・競技場 ※駐車場）

ア．所在地 大和市上草柳 1－1－1

イ．施設内容

敷地面積 45,715 m²

建物延床面積 体育会館 13,593.93 m²

競技場（管理棟他） 3,287.41 m²

※上記の他、カフェテリア（食堂・81 m²）を併設。

構造・規模 体育会館 鉄骨、鉄筋コンクリート造 地上5階地下1階

競技場 鉄筋コンクリート一部鉄骨造

トラック400m 8コース

カフェテリア 軽量鉄骨造平屋建 26席

※駐車場について

大和スポーツセンターに併設する無料駐車場については、現在有料化に向けた検討が行われており、今後有料駐車場としての供用を開始する場合は、変更協定にて対応する予定です。

（2）大和市営草柳庭球場

ア．所在地 大和市下草柳 1157

イ．施設内容

敷地面積 3,615 m²

建物延床面積 管理棟 69.39 m²（鉄骨造平屋建）

構造・規模 オムニコート5面

(3) 大和市営桜森スポーツ広場

ア. 所在地 大和市桜森1-97-1

イ. 施設内容

敷地面積 6,544 m²

建物延床面積 物置、トイレ 14 m² (軽量鉄骨プレハブ平屋建)

構造・規模 グラウンド (土)

利用種目 少年サッカー、少年野球、婦人ソフトボール、グラウンドゴルフ、
ゲートボール、地域行事 他

(4) 大和市営下福田野球場

ア. 所在地 大和市福田89

イ. 施設内容

敷地面積 12,037.40 m²

建物延床面積 ダッグアウト 26 m² (鉄骨FRP張)

構造・規模 両翼84m センター107m

トイレ (浄化槽含む) 1棟

(5) 大和市営下福田スポーツ広場

ア. 所在地 大和市福田字甲三ノ区310番 外

イ. 施設内容

敷地面積 13,648.50 m²

(i) メイングラウンド (混合土敷)

面 積 : 約6,194 m²

利用種目 : 少年サッカー、少年野球、ソフトボール、グラウンドゴルフ、
ゲートボール、地域行事 他

(ii) ふれあいの広場 (芝張り)

面 積 : 約1,200 m²

主な内容 : 公園的開放スペース

(iii) あそびの広場 (芝張り)

面 積 : 約875 m²

主な内容 : 公園的開放スペース

(iv) その他付帯施設

フェンス H1.8m

トイレ (浄化槽含む) 1棟

倉庫 1棟

駐車場 30台 (車)、50台 (自転車) ・ ・ 約875 m²

雨水浸透施設

給排水施設

防球ネット

3 管理の基準

(1) 人員配置の基準

- ①施設全体を総括して管理する責任者を1名配置するほか、本仕様書及び「指定管理者が行う業務仕様書Ⅱ」に示す基準等に基づき業務を遂行するために必要な人員を配置すること。
- ②職員の勤務時間は、施設の管理運営に支障のないように定めること。
- ③施設の管理運営に必要な人員又は資格者等は、指定管理者において配置すること。

(2) 開場時期等

①大和市営大和スポーツセンター（体育会館・競技場）

ア. 開場時期 休場日を除く毎日

＊ 休場日

【体育会館及び競技場】

- (i) 毎月の第3月曜日。ただし、当該月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「祝日等」という。）にあたるときは、その祝日等の翌日
- (ii) 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで

②大和市営草柳庭球場

ア. 開場時期 休場日を除く毎日

＊休 場 日 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで

＊使用時間 午前9時から午後9時まで

③大和市営桜森スポーツ広場

ア. 開場時期 休場日を除く毎日

＊休 場 日 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで

＊使用時間 午前9時から午後5時まで。ただし、6月15日から9月15日までは、午前9時から午後6時まで

④大和市営下福田野球場

ア. 開場時期 休場日を除く毎日

＊休 場 日 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで

＊使用時間 午前9時から午後5時まで。ただし、6月15日から9月15日までは、午前9時から午後6時まで

⑤大和市営下福田スポーツ広場

ア. 開場時期 休場日を除く毎日

＊休 場 日 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで

＊使用時間 午前9時から午後5時まで。ただし、6月15日から9月15日までは、午前9時から午後6時まで

(3) その他

①指定期間（各施設共通）

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

②法令等の遵守（各施設共通）

施設の管理運営に当たっては、関係法令、条例及び規則を遵守すること。

4 業務内容

【共通業務】

大和市スポーツ施設設置条例で規定する5施設に共通する業務は次のとおりとし、大和スポーツセンターで行う。

① 窓口業務・利用料金の徴収及び還付事務

- ・ 個人、団体登録の手続き及び料金徴収
- ・ スポーツ用品の販売
- ・ 施設の予約、キャンセル等の手続き
- ・ 個人利用者（バドミントン、卓球等）の受付
- ・ 屋外施設の鍵の貸し出し
- ・ 拾得物の管理
- ・ 施設保険の受付
- ・ 電話の応対
- ・ 苦情、要望等への対応

② スケジュール管理業務

- ・ 年間スケジュールの調整
- ・ 種目協会との連絡調整
- ・ 大会等の事前打合せ
- ・ 抽選事務
- ・ 施設予約システムの管理、運営（インターネット）
- ・ 個人利用予定表の作成
- ・ 翌日の予定表の作成、記入

③ 経理業務

- ・ 利用料金の収納業務
- ・ スポーツ用品、切手等の売り上げの収納業務
- ・ 売店設置手数料、広告掲載料の収納業務
- ・ 食堂販売手数料の収納業務
- ・ 券売機、レジスターの管理
- ・ 委託契約の締結（大和市、業者）
- ・ 施設保険の加入及び手続き

④ 報告、統計業務

- ・ 利用料金収入報告書、還付準備金実績報告書の作成・提出
- ・ 市公共施設保全計画に基づく施設点検等による必要書類の作成・提出
- ・ 消防訓練、消防設備報告書の作成・報告
- ・ 「大和の教育」に関する資料の作成・提出
- ・ 各種調査への回答
- ・ 苦情、要望等への回答
- ・ 施設利用者実績表の作成・提出
- ・ 作業月報、四半期総括書、事業報告書の作成・提出
- ・ 自己評価表の作成・提出
- ・ 管理日誌の作成

⑤ 情報提供

- ・ ホームページの管理運営（施設予定表の掲載等）
- ・ 情報誌の作成
- ・ 新聞、雑誌、書籍の提供
- ・ 看板等の作成・設置
- ・ 行政視察の対応

⑥ その他

- ・ 建築物定期検査、防火設備定期検査、特殊建築物定期検査の実施
- ・ 防火対象物定期点検の実施
- ・ 施設賠償責任保険の付保（保険料は、指定管理者の負担）
詳細は、別紙 1 を参照

【施設別業務】

（１）大和市営大和スポーツセンター

①体育会館に係る業務

ア 日常業務

- ・ 清掃、設備管理等業務（別添「仕様書」参照）
- ・ 利用可否の判断
- ・ 施設の整備
- ・ 消耗品の発注
- ・ 施設の軽微な補修
- ・ 管理計画の作成
- ・ 関係機関（市など）との連絡調整
- ・ 関係業者との連絡調整（保守、修繕）
- ・ 施設に関わる苦情、要望等の対応
- ・ 緊急時（救急、火事、災害）の対応
- ・ 利用者の避難誘導、搬出等

- ・けが人の応急処置
- ・救急車、消防車等の要請
- ・ドクターヘリへの対応
- ・消防訓練の実施（年２回）
- ・物品の貸し出し（机、イス、テント）
- ・大会の準備（放送、照明、ブラインド、鍵の開閉等）
- ・各大会時の用具類の準備・片付け
- ・路上駐車車両の対応
- ・施設使用申請書等の管理
- ・トレーニング室利用者の指導
- ・ごみ及び資源ごみの収集、分別、処分
- ・AED の設置（リース）

イ 個別業務

「指定管理者が行う業務仕様書Ⅱ」を参照

②競技場に係る業務

ア 日常業務

- ・各大会時の用具類の準備・片付け
- ・放送器具の準備・片付け
- ・ライン引き、コーナフラッグの設置、縁石の移設
- ・貸し出し用具の対応（テント、机、イス等）
- ・投てきサークルの設置・移設
- ・倉庫内の整理・整頓
- ・機器、用具類の管理
- ・雨天時の吸水ローラーによる水取り、散水ポンプによる水出し
- ・雨天時の幅跳びシートの水かき出し・砂掘り起し
- ・除雪
- ・利用予定表の管理
- ・ペンキ塗装（審判席、投てきサークル等）
- ・芝生の維持管理
- ・植栽剪定、除草
- ・トラック内、雨天走路の清掃
- ・受付、案内従事者への作業指示・連絡
- ・拾得物の管理
- ・看板の設置
- ・ごみ及び資源ごみの収集、分別、処分
- ・全自動製氷機の管理及び氷の提供
- ・AED の設置（リース）

イ 個別業務

「指定管理者が行う業務仕様書Ⅱ」を参照

③カフェテリアに係る業務

「指定管理者が行う業務仕様書Ⅱ」を参照

(2) 大和市営草柳庭球場

ア 日常業務

- ・利用の可否の判断及び連絡
- ・グラウンド整備（砂撒き、水取り、ブラシかけ等）
- ・防球ネット、コートネットの補修
- ・側溝の土砂上げ
- ・管理棟の管理（清掃等）
- ・機器、用具類の管理（点検・補修等）
- ・除雪
- ・鍵の施錠
- ・受付、案内従事者への作業指示・連絡
- ・問い合わせへの対応
- ・ごみ及び資源ごみの収集、分別、処分
- ・周辺の清掃（除草、ごみ拾い、植栽剪定等）
- ・大会時の交通整理
- ・AED の設置（リース）

イ 個別業務

「指定管理者が行う業務仕様書Ⅱ」を参照

(3) 大和市営桜森スポーツ広場

ア 日常業務

- ・利用の可否の判断及び連絡
- ・グラウンド整備（砂撒き、水取り、ローラーかけ、ブラシかけ等）
- ・散水
- ・倉庫の管理（鍵開け、清掃等）
- ・トイレの管理（清掃等）
- ・機器、用具類の管理（点検・補修等）
- ・ネットの修理
- ・鍵の施錠
- ・問い合わせへの対応
- ・ごみ及び資源ごみの収集、分別、処分
- ・植栽剪定、除草
- ・石灰の補充

イ 個別業務

「指定管理者が行う業務仕様書Ⅱ」を参照

(4) 大和市営下福田野球場

ア 日常業務

- ・利用の可否の判断及び連絡
- ・グラウンド整備（砂撒き、水取り、ローラーかけ、ブラシかけ等）
- ・機器、用具類の管理（点検・補修等）
- ・散水
- ・ダッグアウトの管理（鍵開け、清掃等）
- ・ネットの修理
- ・鍵の施錠
- ・トイレの管理（清掃等）
- ・問い合わせへの対応
- ・ごみ及び資源ごみの収集、分別、処分
- ・植栽剪定、除草
- ・石灰の補充

イ 個別業務

「指定管理者が行う業務仕様書Ⅱ」を参照

(5) 大和市営下福田スポーツ広場

ア 日常業務（メイングラウンド）・・・トイレ、倉庫含む

- ・利用の可否の判断及び連絡
- ・グラウンド整備
- ・散水
- ・機器、用具類の管理（点検・補修等）
- ・鍵の施錠
- ・問い合わせへの対応
- ・施設の軽微な補修
- ・関係業者との連絡調整（保守・修繕）
- ・緊急時の対応（救急・災害）
- ・ごみ及び資源ごみの収集、分別、処分
- ・倉庫内の整理、整頓、清掃等
- ・トイレの管理（清掃等）
- ・グラウンド内の清掃（除草含む）

イ 日常業務（ふれあいの広場・あそびの広場・駐車場 通路等を含む）

- ・樹木等植物育成管理、植栽選定、除草
- ・施設の維持管理等
- ・清掃
- ・利用者等からの要望・意見の対応

- ・その他日常業務の調整
- ・駐車場管理

ウ 個別業務

「指定管理者が行う業務仕様書Ⅱ」を参照

5 物品の帰属等

- ① 指定管理料で購入した物品は、指定管理者に帰属する。
 - ② 施設の備品（大和市スポーツ施設設置条例規定施設の指定管理に関する協定書第6条（別紙2）に記載の管理備品）は、指定管理者に無償貸与する。
 - ③ 指定管理者は、市の所有に属する物品については大和市物品取扱規則に基づき管理を行うものとする。また、指定管理者は同規則に定められた備品台帳を備えてその保管にかかる物品を整理し、購入及び廃棄等の異動について定期的に市に報告をするものとする。
- ア 使用する市の備品が適切な状態で保持されるよう管理すること。
- イ 備品は、原則市で購入するが、備品使用に伴う消耗品の購入やメンテナンスは、指定管理者の費用負担により実施すること。

6 災害時等の施設の使用及び体制整備

（ア）協力要請

災害時等に、施設を地域活動拠点、広域避難場所、遺体安置所、風水害発生時の避難場所の優先開設、生活必需物資集積センター又は消防相互応援協定によるヘリコプター臨時離着陸場として利用する必要があるときは、指定管理者に対し協力を要請する。

（イ）協力体制

指定管理者は、あらかじめ協力内容について市と協議し、協力体制を明らかにしておくこと。

（ウ）災害時等の対応

- ① 指定管理者は、災害時等において速やかに、地域活動拠点、広域避難場所、遺体安置所、風水害発生時の避難場所の優先開設、生活必需物資集積センター又は消防相互応援協定によるヘリコプター臨時離着陸場としての機能を果たせるよう施設の開錠など必要な措置を講じること。
- ② 指定管理者は、あらかじめ市と協議した内容に基づき、地域活動拠点、広域避難場所、遺体安置所、風水害発生時の避難場所の優先開設、生活必需物資集積センター又は消防相互応援協定によるヘリコプター臨時離着陸場の開設及び運営に協力すること。
- ③ 災害時等に、市が地域活動拠点、広域避難場所、遺体安置所、風水害発生時の避難場所の優先開設、生活必需物資集積センター又は消防相互応援協定によるヘリコプター臨時離着陸場として開設した施設の管理運営は、必要に応じ職員を派遣するなどして、市が責任をもってあたるものとする。
- ④ 市の職員到着までは、施設の管理運営については指定管理者が責任をもってあたること。

⑤地域活動拠点、広域避難場所、遺体安置所、風水害発生時の避難場所の優先開設、生活必需物資集積センター又は消防相互応援協定によるヘリコプター臨時離着陸場の管理運営について応援が必要な場合は、市の要請または指定管理者の状況判断により、指定管理者は可能な限り市に協力すること。

⑥施設が地域活動拠点、広域避難場所、遺体安置所、風水害発生時の避難場所の優先開設、生活必需物資集積センター又は消防相互応援協定によるヘリコプター臨時離着陸場として開設されている間は、市は必要に応じた範囲内で一般利用の制限を行うものとする。指定管理者は、市に協力して一般利用者への連絡・周知を行うこと。

⑦地域活動拠点、広域避難場所、遺体安置所、風水害発生時の避難場所の優先開設、生活必需物資集積センター又は消防相互応援協定によるヘリコプター臨時離着陸場の閉鎖については、復旧状況等を考慮し、市が決定するものとする。

(エ) その他

災害発生時の他施設の状況等により、施設を上記（ア）で規定する地域活動拠点、広域避難場所、遺体安置所、風水害発生時の避難場所の優先開設、生活必需物資集積センター又は消防相互応援協定によるヘリコプター臨時離着陸場以外の応急対策活動拠点として利用する要請があったときは、指定管理者は要請内容の運営支援業務にあたるよう努めなければならない。

7 障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する法律への対応

指定管理者は、公の施設の管理を通じて市民サービスに直結していることを踏まえ、本市に準じた対応を行うこと。具体的な取り組みについては、「大和市における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応規程」及び「大和市における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応規程に係る留意事項」を参照すること。

8 その他留意事項

- ・施設賠償保険料は、指定管理料に含まれる。
- ・物品販売行為を行うときは、事前に市と協議すること。なお、これに伴い提出された書類は返却しない。
- ・光熱費について、令和7年度中にスポーツ施設設置条例規定施設を含め市内にある全スポーツ施設の照明器具をLED照明設備に切り替えることにより、今後消費電力の削減に伴う光熱費の削減が見込まれることから、次期指定管理期間中における光熱費の支出状況によっては、協議、及び変更協定の対象となる可能性があります。
- ・施設予約システムについて、今後システムが更新される可能性があります。また、それに併せてキャッシュレス対応についても導入される可能性があります。

別紙 1

スポーツ施設等に関する賠償責任保険

1 保険の内容

この保険は、指定管理者が管理運営するスポーツ施設等において、施設の欠陥や管理の不備が原因により事故が発生した場合に以下のとおり補償するものである。

(1) 対象施設

- ・大和スポーツセンター
- ・草柳庭球場
- ・桜森スポーツ広場
- ・下福田野球場
- ・下福田スポーツ広場

(2) 保険金額

対人賠償	1 名 1 億円 1 事故 5 億円
対物賠償	1 事故 1, 0 0 0 万円
保管物賠償	1 事故 3 0 0 万円 / 期間中 3 0 0 万円

上記のてん補限度額の範囲で支払われる費用項目

- ・治療費、入院費、通院費、慰謝料、休業損害、葬儀料、死亡による逸失利益や物の修理代等の損害賠償金
- ・裁判、調停、仲裁等の争訟費用
- ・事故発生後の損害防止軽減費用（応急救助費、護送費その他）